

【資料1】

施設整備に要する期間について

1 新設した場合のスケジュール

敷地面積：1万㎡未満の場合

No.	項 目	期間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
1	候補地の選定	8ヵ月	■						
2	地権者との交渉	8ヵ月		■					
3	地権者からの同意が得られない場合 土地収用法（※1）、租税特措法手続き	2年		■	■	■			
4	各種法手続き（都市計画法、農地法、公 法、租税特措法）（※2）	5ヵ月				■			
5	用地測量	5ヵ月				■			
6	造成工事	6ヵ月					■		
7	施設設計（プロポーザル含む）	8ヵ月					■		
8	デジ田交付金協議・申請手続き（※3）		令和8年度末までに申請できなければ補助金の交付無し						
9	建築工事（本体・外構・アクセス道路の整 備など）※議会議決含	1年 1ヵ月					■	■	
10	運営体制検討・構築	1年 1ヵ月					■	■	
11	物品等購入・搬入 ※議会議決含む	1年 2ヵ月					■	■	
12	屋内遊び場オープン								■

上記のほかにも、埋蔵文化財保護法により、候補地が遺跡に隣接している場合は試掘調査が必要になる場合がある

※1…地権者と土地の売買交渉が決裂した場合は、土地収用法に基づき土地を収用することができる

※2…公拡法手続き（1ヵ月）⇒土地売買契約（1ヵ月）⇒都市計画法手続き（1ヵ月）・農地法手続き（2ヵ月）・租税特別措置法の税控除手続き（1ヵ月）

※3…現状においてはデジ田総合戦略の計画期間が令和9年度までとされている

2 改修した場合のスケジュール

No.	項 目	期間	令和7年度	令和8年度
1	候補地の選定・施設利用者調整等	4ヵ月	■	
7	施設設計（プロポーザル含む）	5ヵ月	■	
8	デジ田交付金協議・申請手続き （※3）			■
9	建築工事（本体・外構など） ※議会議決含む	1年		■
11	物品等購入・搬入 ※議会議決含む	1年		■

（過去の事例）～平成13年度に開校した聖籠中学校の場合～

調査準備期間 H8～9年度	建設推進委員会を設立し候補地や校舎について調査検討。 候補地は町へ中間答申されH8年度末に候補地が決定。
校舎整備期間 H10～12年度	- 基本設計完成（H10.10） - 造成工事（H10.6.24～H11.3.19） - 屋内運動場建設工事（H11.3.5～H12.3.23） - 校舎建設工事（H11.7.5～H12.12.27） - 屋外運動場整備工事（H12.3.8～H12.12.22） - 外構整備工事（H12.6.26～H13.3.23）

新設or既存施設の改修のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
新設した場合	●<u>新しい町のシンボル誕生。</u> ●<u>既存施設を改修した場合に想定される既存施設利用者の調整が不要。</u>	●<u>オープン時期が2年～4年は遅れる。</u> 候補地の選定、地権者との交渉、各種法手続き、造成工事など、既存施設改修に比べて相応の時間を要することになる。 ●<u>補助金が貰えなくなることから財源的にも困難になる。</u> 新設の場合は、用地取得や造成費、建築費など、既存施設の改修では発生しない費用が発生するが、これに加え現状においては補助金（デジ田交付金）が貰えなくなることから、財政的な制約が一層強くなる。 また、既存施設が1か所残ることとなるので、今後の維持管理経費を含めた財政への影響も大きい。 ●<u>整備コストが高額となる。</u> ●<u>アンケート結果との整合が図れない。</u>
既存施設を改修した場合	●<u>オープン時期が早いため、今の子ども達へのサービス開始が可能となる。</u> ●<u>既存施設数の増加が無いことから、施設の維持管理コストの抑制に繋がる。</u> ●<u>新設より整備コストが抑制できる。</u> ●<u>アンケート結果との整合が図れる。</u>	●<u>既存施設利用者の調整が必要となる。</u>